

東かがわ市教育委員会告示第3号

東かがわクラブ指導員設置要綱を次のように定める。

令和5年3月24日

東かがわ市教育委員会教育長 松浦 隆夫

東かがわクラブ指導員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東かがわクラブ（以下「本クラブ」という。）指導員について必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 指導員は、次の要件を満たす者でなければならない。

- (1) 活動の専門性及び子どもたちを指導する者としての資質を高めるために研修に努めること。
- (2) 本クラブの活動目的を理解し、学校部活動との連携を十分に行うこと。
- (3) 本クラブが指定する研修会に参加すること。
- (4) その他各種目部会が定めた条件を満たすこと。

(委嘱)

第3条 指導員は、前条の要件を満たした者又は公立学校の教員等のうちから、本クラブ会長が委嘱する。
2 各種目部会に属する指導員の最大数は、原則、所属する競技者数に10分の2を乗じた数（1未満の端数があるときにはこれを切り捨てた数）とする。

(委嘱期間)

第4条 指導員の委嘱期間は、種目毎に新体制開始から最上級生が引退するまでの概ね1年間とし、再任を妨げない。
2 会長は、特別の事由があるときは、委嘱の期間中であっても、運営委員会の決議を得て、委嘱を解くことができる。

(補助指導員)

第5条 各種目部会において、必要であれば指導員を補佐する役割として補助指導員を置くことができる。
ただし、第2条の要件を満たす者でなければならない。
2 補助指導員のみでの活動はできない。
3 補助指導員の最大数は設けない。

(責務)

第6条 指導員及び補助指導員は、スポーツや文化活動を通して、東かがわ市の子どもたちの健全育成に寄与するという活動目的を理解して、次の責務を果たさなければならない。
(1) スポーツ庁及び文化庁による「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準拠した活動を行うこと。
(2) 子どもたちの健全な育成、健康・安全管理の責任を負うことを自覚して活動すること。
(3) 子どもたちの人権や人格の尊厳を尊重し、体罰や暴言、セクシャルハラスメント等の行為が決しておこらないように活動すること。
(4) 単に技術的向上を目的として指導するだけでなく、活動を通して、マナーや礼儀、協調性など、子どもたちの人間性を育み高める場となるように意識して活動すること。
(5) 学校部活動がある種目については、学校部活動顧問との連携を定期的に行い、一貫した指導となるように努めること。
(6) 活動中における、子ども同士のトラブルや事故等の対応については、コーディネーターを中心に組織として対応し、必要であれば学校部活動顧問との情報共有や連携を行うこと。
(7) 活動会場・用具の現状復帰等の管理を行うこと。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。